

新潟県公安委員会規則第11号

新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年7月10日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(申請書等の提出) 第2条 施行規則 第3条 の規定により、警察署長を経由して公安委員会に提出する申請書又は届出書は、添付書類を除き2通提出するものとする。 2 施行規則 第5条第2項第1号ロ及び第2号ロ に規定する自動車の運転の管理に関する経歴を記載した書面は、次に掲げるものとする。 (1)・(2) (略) 3 (略)	(申請書等の提出) 第2条 施行規則 第2条 の規定により、警察署長を経由して公安委員会に提出する申請書又は届出書は、添付書類を除き2通提出するものとする。 2 施行規則 第4条第1号ロ及び第2号ロ に規定する自動車の運転の管理に関する経歴を記載した書面は、次に掲げるものとする。 (1)・(2) (略) 3 (略)

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。